



福島市告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

令和8年1月26日

福島市長 馬場雄基

- 1 区 域 松川地区の一部
 （別紙のとおり）

別 紙

編入する字名	編入される区域	
松川町字八丁目	松川町字下木戸内	1、2の1及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部
松川町字古天神	松川町字町頭	16の口
松川町字向町	松川町字町頭	17に隣接する水路である国有地の全部並びに17の地先の道路である国有地の全部
松川町字町頭	松川町字下中島	13の3、13の4、13の5、13の6、15の4、19及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部
松川町字町頭	松川町字古天神	1の1
松川町字町頭	松川町字古天神	2の1、2の3、74の2
松川町字古天神	松川町字八丁目	41、44の1、44の2に隣接する水路である国有地の全部並びに41、44の1、44の2の地先の道路である国有地の全部
松川町字向町	松川町字八丁目	42、43の1、43の5及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに42、43の1、43の5の地先の道路である国有地の全部
松川町字町裏	松川町字天明根	16、17の1、17の2、17の5、17の6、36及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部
松川町字町頭	松川町字平館	29の3、29の4、29の5、30の5及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに29の3、29の4、29の5、30の5の地先の水路である国有地の全部

参考図

凡	例
	新字界
	旧字界
()	旧字名

